

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。  
**この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。**ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

【公布日】 2020-05-28

【公布機関】 第 13 期全国人民代表大会第 3 回会議 主席令第 45 号

[中国語原文]

## 中华人民共和国民法典 第七编 侵权责任、附则

### 第一章 一般规定

第一千一百六十四条 本编调整因侵害民事权益产生的民事关系。

第一千一百六十五条 行为人因过错侵害他人民事权益造成损害的, 应当承担侵权责任。

依照法律规定推定行为人有过错, 其不能证明自己没有过错的, 应当承担侵权责任。

第一千一百六十六条 行为人造成他人民事权益损害, 不论行为人有无过错, 法律规定应当承担侵权责任的, 依照其规定。

第一千一百六十七条 侵权行为危及他人人身、财产安全的, 被侵权人有权请求侵权人承担停止侵害、排除妨碍、消除危险等侵权责任。

第一千一百六十八条 二人以上共同实施侵权行为, 造成他人损害的, 应当承担连带责任。

第一千一百六十九条 教唆、帮助他人实施侵权行为, 应当与行为人承担连带责任。

教唆、帮助无民事行为能力人、限制民事行为能力人实施侵权行为的, 应当承担侵权责任; 该无民事行为能力人、限制民事行为能力人的监护人未尽到监护职责的, 应当承担相应的责任。

第一千一百七十条 二人以上实施危及他人人身、财产安全的行为, 其中一人或者数人的行为造成他人损害, 能够确定具体侵权人的, 由侵权人承担责任; 不能确定具体侵权人的, 行为人承担连带责任。

第一千一百七十一条 二人以上分别实施侵权行为造成同一损害, 每个人的侵权行为都足以造成全部损害的, 行为人承担连带责任。

[日本語訳文]

## 民法典 第 7 編 権利侵害責任、附則

### 第 1 章 一般規定

第 1164 条 この編は、民事権益の損害により生ずる民事関係を調整する。

第 1165 条 行為者は、故意・過失により他人の民事権益を侵害して損害をもたらした場合には、権利侵害責任を負わなければならない。

法律の規定により、行為者に故意・過失があると推定される場合において、当該行為者は、自己に故意・過失がない旨を証明することができない場合には、権利侵害責任を負わなければならない。

第 1166 条 行為者が他人に民事権益の損害をもたらした場合において、行為者に故意・過失があるか否かを問わず、法律により権利侵害責任を負うべき旨が定められているときは、当該定めによる。

第 1167 条 権利侵害行為が他人の人身又は財産の安全に危害を及ぼした場合には、被権利侵害者は、権利侵害者に対し侵害の停止、妨害の排除、危険の除去等の権利侵害責任を負うよう請求する権利を有する。

第 1168 条 2 名以上が共同して権利侵害行為を実施し、他人に損害をもたらした場合には、連帯責任を負わなければならない。

第 1169 条 他人に権利侵害行為を実施するよう教唆し、又はこれを幫助した場合には、行為者と連帯責任を負わなければならない。

民事行為無能力者又は制限民事行为能力者に権利侵害行為を実施するよう教唆し、又はこれを幫助した場合には、権利侵害責任を負わなければならない。当該民事行為無能力者又は制限民事行为能力者の監護人は、監護職責を尽くさない場合には、相応する責任を負わなければならない。

第 1170 条 2 名以上が他人の人身又は財産の安全に危害を及ぼす行為を実施し、そのうちの 1 名又は数名の行為により他人に損害をもたらされた場合において、具体的な権利侵害者を確定することができるときは、権利侵害者が責任を負う。具体的な権利侵害者を確定することができないときは、行為者は、連帯責任を負う。

第 1171 条 2 名以上が権利侵害行為をそれぞれ実施し同一の損害をもたらした場合において、各人の権利侵害行為がいずれも損害の全部をもたらすのに足るときは、行為者は、連帯責任を負う。

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。  
**この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。**ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第一千一百七十二条 二人以上分别实施侵权行为造成同一损害, 能够确定责任大小的, 各自承担相应的责任; 难以确定责任大小的, 平均承担责任。

第一千一百七十三条 被侵权人对同一损害的发生或者扩大有过错的, 可以减轻侵权人的责任。

第一千一百七十四条 损害是因受害人故意造成的, 行为人不承担责任。

第一千一百七十五条 损害是因第三人造成的, 第三人应当承担侵权责任。

第一千一百七十六条 自愿参加具有一定风险的文体活动, 因其他参加者的行为受到损害的, 受害人不得请求其他参加者承担侵权责任; 但是, 其他参加者对损害的发生有故意或者重大过失的除外。

活动组织者的责任适用本法第一千一百九十八条至第一千二百零一条的规定。

第一千一百七十七条 合法权益受到侵害, 情况紧迫且不能及时获得国家机关保护, 不立即采取措施将使其合法权益受到难以弥补的损害的, 受害人可以在保护自己合法权益的必要范围内采取扣留侵权人的财物等合理措施; 但是, 应当立即请求有关国家机关处理。

受害人采取的措施不当造成他人损害的, 应当承担侵权责任。

第一千一百七十八条 本法和其他法律对不承担责任或者减轻责任的情形另有规定的, 依照其规定。

## 第二章 损害赔偿

第一千一百七十九条 侵害他人造成人身损害的, 应当赔偿医疗费、护理费、交通费、营养费、住院伙食补助费等为治疗和康复支出的合理费用, 以及因误工减少的收入。造成残疾的, 还应当赔偿辅助器具费和残疾赔偿金; 造成死亡的, 还应当赔偿丧葬费和死亡赔偿金。

第一千一百八十条 因同一侵权行为造成多人死亡的, 可以以相同数额确定死亡赔偿金。

第一千一百八十一条 被侵权人死亡的, 其近亲属有权请求侵权人承担侵权责任。被侵权人为组织, 该组织分立、合并

第 1172 条 2 名以上が権利侵害行為をそれぞれ実施し同一の損害をもたらした場合において、責任の大きさを確定することができるときは、各自は、相応する責任を負う。責任の大きさを確定することが困難であるときは、均等に責任を負う。

第 1173 条 被権利侵害者に同一の損害の発生又は拡大について故意・過失がある場合には、権利侵害者の責任を軽減することができる。

第 1174 条 損害が被害者の故意によりもたらされたものである場合には、行為者は、責任を負わない。

第 1175 条 損害が第三者によりもたらされたものである場合には、第三者は、権利侵害責任を負わなければならない。

第 1176 条 一定のリスクを有する文化スポーツ活動に自由意思により参加し、他の参加者の行為により損害を受けた場合には、被害者は、他の参加者に対し権利侵害責任を負うよう請求してはならない。ただし、他の参加者に損害の発生について故意又は重大な過失がある場合を除く。

活動の組織者の責任には、第 1198 条から第 1201 条の規定を適用する。

第 1177 条 適法な権益が侵害を受け、状況が緊迫しており、かつ、適時に国家机关による保護を取得することができず、直ちに措置を講じなければその適法な権益が補填し難い損害を受けることになる場合には、被害者は、自己の適法な権益を保護するのに必要な範囲内において権利侵害者の財物を差し押さえる等の合理的な措置を講ずることができる。ただし、関係する国家机关に対し処理するよう直ちに請求しなければならない。

被害者は、講じた措置が不当であり、他人に損害をもたらした場合においては、権利侵害責任を負わなければならない。

第 1178 条 この法律その他の法律において、責任を負わず、又は責任を軽減する事由について別段の定めがある場合には、当該定めによる。

## 第 2 章 損害賠償

第 1179 条 他人を侵害して人身損害をもたらした場合には、医療費、看護費、交通費、栄養費、入院食事補助費等の治療及び健康回復のため支出される合理的な費用並びに休業により減少する収入を賠償しなければならない。後遺障害をもたらした場合に、更に補助器具費及び後遺障害賠償金を賠償しなければならない。死亡をもたらした者は、更に葬儀費及び死亡賠償金を賠償しなければならない。

第 1180 条 同一の権利侵害行為により多数の死亡をもたらした場合に、同じ金額により死亡賠償金を確定することができる。

第 1181 条 被権利侵害者が死亡した場合には、その近親者は、権利侵害者に対し権利侵害責任を負うよう請求する権利を

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。  
**この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。**ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

的, 承継権利の組織有权請求侵权人承担侵权责任。

被侵权人死亡的, 支付被侵权人医疗费、丧葬费等合理费用的人有权请求侵权人赔偿费用, 但是侵权人已经支付该费用的除外。

第一千一百八十二条 侵害他人人身权益造成财产损失的, 按照被侵权人因此受到的损失或者侵权人因此获得的利益赔偿; 被侵权人因此受到的损失以及侵权人因此获得的利益难以确定, 被侵权人和侵权人就赔偿数额协商不一致, 向人民法院提起诉讼的, 由人民法院根据实际情况确定赔偿数额。

第一千一百八十三条 侵害自然人人身权益造成严重精神损害的, 被侵权人有权请求精神损害赔偿。

因故意或者重大过失侵害自然人具有人身意义的特定物造成严重精神损害的, 被侵权人有权请求精神损害赔偿。

第一千一百八十四条 侵害他人财产的, 财产损失按照损失发生时的市场价格或者其他合理方式计算。

第一千一百八十五条 故意侵害他人知识产权, 情节严重的, 被侵权人有权请求相应的惩罚性赔偿。

第一千一百八十六条 受害人和行为人对损害的发生都没有过错的, 依照法律的规定由双方分担损失。

第一千一百八十七条 损害发生后, 当事人可以协商赔偿费用的支付方式。协商不一致的, 赔偿费用应当一次性支付; 一次性支付确有困难的, 可以分期支付, 但是被侵权人有权请求提供相应的担保。

### 第三章 责任主体的特殊规定

第一千一百八十八条 无民事行为能力人、限制民事行为能力人造成他人损害的, 由监护人承担侵权责任。监护人尽到监护职责的, 可以减轻其侵权责任。

有财产的无民事行为能力人、限制民事行为能力人造成他人损害的, 从本人财产中支付赔偿费用; 不足部分, 由监护人赔偿。

有する。被権利侵害者が組織であって、当該組織が分割し、又は合併した場合には、権利を承継した組織は、権利侵害者に対し権利侵害責任を負うよう請求する権利を有する。

被権利侵害者が死亡した場合には、被権利侵害者の医療費、葬儀費等の合理的な費用を支払う者は、権利侵害者に対し費用を賠償するよう請求する権利を有する。ただし、権利侵害者が既に当該費用を支払っている場合を除く。

第 1182 条 他人の人身上の權益を侵害して財産損害をもたらした場合には、これにより被権利侵害者が受けた損害又はこれにより権利侵害者が取得した利益に従い賠償する。これにより被権利侵害者が受けた損害及びこれにより権利侵害者が取得した利益が確定困難であり、被権利侵害者及び権利侵害者が賠償金額について協議により合意せず、人民法院に対し訴えを提起する場合には、人民法院が実際の状況に基づき賠償金額を確定する。

第 1183 条 自然人の人身上の權益を侵害して重大な精神的損害をもたらした場合には、被権利侵害者は、精神的損害賠償を請求する権利を有する。

故意又は重大な過失により、人身上の意義を有する自然人の特定物を侵害して重大な精神的損害をもたらした場合には、被権利侵害者は、精神的損害賠償を請求する権利を有する。

第 1184 条 他人の財産を侵害した場合には、財産損害は、損害発生時の市場価格その他の合理的な方式に従いこれを計算する。

第 1185 条 故意により他人の知的財産権を侵害し、情状が重大である場合には、被権利侵害者は、相応する懲罰的賠償を請求する権利を有する。

第 1186 条 被害者及び行為者に損害の発生についていずれも故意・過失がない場合には、法律の規定により双方が損害を分担する。

第 1187 条 損害が発生した後に、当事者は、賠償費用の支払方法を協議することができる。協議により合意しない場合には、賠償費用は、一括でこれを支払わなければならない。一括で支払うことに確かに困難がある場合には、分割してこれを支払うことができる。ただし、被権利侵害者は、相応する担保を提供するよう請求する権利を有する。

### 第 3 章 責任主体にかかる特段の規定

第 1188 条 民事行為無能力者又は制限民事行為能力者が他人に損害をもたらした場合には、監護人が権利侵害責任を負う。監護人が監護職責を尽くしたときは、その権利侵害責任を軽減することができる。

財産を有する民事行為無能力者又は制限民事行為能力者が他人に損害をもたらした場合には、本人の財産の中から賠償費用を支払う。不足部分は、監護人がこれを賠償する。

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。  
**この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。**ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第一千一百八十九条 无民事行为能力人、限制民事行为能力人造成他人损害, 监护人将监护职责委托给他人的, 监护人应当承担侵权责任; 受托人有过错的, 承担相应的责任。

第一千一百九十条 完全民事行为能力人对自己的行为暂时没有意识或者失去控制造成他人损害有过错的, 应当承担侵权责任; 没有过错的, 根据行为人的经济状况对受害人适当补偿。

完全民事行为能力人因醉酒、滥用麻醉药品或者精神药品对自己的行为暂时没有意识或者失去控制造成他人损害的, 应当承担侵权责任。

第一千一百九十一条 用人单位的工作人员因执行工作任务造成他人损害的, 由用人单位承担侵权责任。用人单位承担侵权责任后, 可以向有故意或者重大过失的工作人员追偿。

劳务派遣期间, 被派遣的工作人员因执行工作任务造成他人损害的, 由接受劳务派遣的用工单位承担侵权责任; 劳务派遣单位有过错的, 承担相应的责任。

第一千一百九十二条 个人之间形成劳务关系, 提供劳务一方因劳务造成他人损害的, 由接受劳务一方承担侵权责任。接受劳务一方承担侵权责任后, 可以向有故意或者重大过失的提供劳务一方追偿。提供劳务一方因劳务受到损害的, 根据双方各自的过错承担相应的责任。

提供劳务期间, 因第三人的行为造成提供劳务一方损害的, 提供劳务一方有权请求第三人承担侵权责任, 也有权请求接受劳务一方给予补偿。接受劳务一方补偿后, 可以向第三人追偿。

第一千一百九十三条 承揽人在完成工作过程中造成第三人损害或者自己损害的, 定作人不承担侵权责任。但是, 定作人对定作、指示或者选任有过错的, 应当承担相应的责任。

第一千一百九十四条 网络用户、网络服务提供者利用网络侵害他人民事权益的, 应当承担侵权责任。法律另有规定的, 依照其规定。

第一千一百九十五条 网络用户利用网络服务实施侵权行为

第 1189 条 民事行為無能力者又は制限民事行為能力者が他人に損害をもたらした場合において、監護人が監護職責を他人に委託しているときは、監護人は、権利侵害職責を負わなければならない。受託者は、故意・過失がある場合には、相応する責任を負う。

第 1190 条 完全民事行為能力者は、自己の行為について一時的に意識がなく、又は制御を喪失して他人に損害をもたらす、これに故意・過失がある場合には、権利侵害責任を負わなければならない。故意・過失がない場合には、行為者の経済的状况に基づき被害者に対し適当に補償する。

完全民事行為能力者は、酩酊又は麻醉薬品若しくは精神薬品の濫用により自己の行為について一時的に意識がなく、又は制御を喪失して他人に損害をもたらした場合においては、権利侵害責任を負わなければならない。

第 1191 条 雇用単位の業務人員が業務上の任務の執行により他人に損害をもたらした場合においては、雇用単位が権利侵害責任を負う。雇用単位は、権利侵害責任を負った後に、故意又は重大な過失がある業務人員に対し求償することができる。

労務派遣期間において、派遣された業務人員が業務上の任務の執行により他人に損害をもたらした場合においては、労務派遣を受けた労働者使用単位が権利侵害責任を負う。労務派遣単位は、故意・過失があるときは、相応する責任を負う。

第 1192 条 個人間において労務関係を形成し、労務を提供した一方が労務により他人に損害をもたらした場合においては、労務を受けた一方が権利侵害責任を負う。労務を受けた一方は、権利侵害責任を負った後に、労務を提供した故意又は重大な過失がある一方に対し求償することができる。労務を提供した一方が労務により損害を受けた場合には、双方各自の故意・過失に基づき相応する責任を負う。

労務提供期間において、第三者の行為により労務を提供した一方に損害がもたらされた場合には、労務を提供した一方は、第三者に対し権利侵害責任を負うよう請求する権利を有し、また、労務を受けた一方に対し補償をするよう請求する権利も有する。労務を受けた一方は、補償した後に、第三者に対し求償することができる。

第 1193 条 請負人が業務を完了する過程において第三者に損害をもたらす、又は自らに損害をもたらした場合においては、注文者は、権利侵害責任を負わない。ただし、注文者は、注文、指示又は選任について故意・過失がある場合には、相応する責任を負わなければならない。

第 1194 条 ネットワークユーザー及びネットワークサービス提供者は、ネットワークを利用して他人の民事権益を侵害した場合においては、権利侵害責任を負わなければならない。法律に別段の定めがある場合には、当該定めによる。

第 1195 条 ネットワークユーザーがネットワークサービスを利

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。  
**この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。**ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

的、权利人有权通知网络服务提供者采取删除、屏蔽、断开链接等必要措施。通知应当包括构成侵权的初步证据及权利人的真实身份信息。

网络服务提供者接到通知后，应当及时将该通知转送相关网络用户，并根据构成侵权的初步证据和服务类型采取必要措施；未及时采取必要措施的，对损害的扩大部分与该网络用户承担连带责任。

权利人因错误通知造成网络用户或者网络服务提供者损害的，应当承担侵权责任。法律另有规定的，依照其规定。

第一千一百九十六条 网络用户接到转送的通知后，可以向网络服务提供者提交不存在侵权行为的声明。声明应当包括不存在侵权行为的初步证据及网络用户的真实身份信息。

网络服务提供者接到声明后，应当将该声明转送发出通知的权利人，并告知其可以向有关部门投诉或者向人民法院提起诉讼。网络服务提供者在转送声明到达权利人后的合理期限内，未收到权利人已经投诉或者提起诉讼通知的，应当及时终止所采取的措施。

第一千一百九十七条 网络服务提供者知道或者应当知道网络用户利用其网络服务侵害他人民事权益，未采取必要措施的，与该网络用户承担连带责任。

第一千一百九十八条 宾馆、商场、银行、车站、机场、体育场馆、娱乐场所等经营场所、公共场所的经营者、管理者或者群众性活动的组织者，未尽到安全保障义务，造成他人损害的，应当承担侵权责任。

因第三人的行为造成他人损害的，由第三人承担侵权责任；经营者、管理者或者组织者未尽到安全保障义务的，承担相应的补充责任。经营者、管理者或者组织者承担补充责任后，可以向第三人追偿。

第一千一百九十九条 无民事行为能力人在幼儿园、学校或者其他教育机构学习、生活期间受到人身损害的，幼儿园、学

用して権利侵害行為を実施した場合には、権利者は、ネットワークサービス提供者に通知して削除、遮断、リンクの切断等の必要な措置を講じさせる権利を有する。通知には、権利侵害の構成にかかる初步的証拠及び権利者の真実の身分情報を含まなければならない。

ネットワークサービス提供者は、通知を受領した後、遅滞なく当該通知を関連するネットワークユーザーに転送し、かつ、権利侵害の構成にかかる初步的証拠及びサービスの類型に基づき必要な措置を講じなければならない。適時に必要な措置を講じない場合には、損害の拡大部分に対し当該ネットワークユーザーと連帯責任を負う。

権利者は、誤った通知によりネットワークユーザー又はネットワークサービス提供者に損害をもたらした場合には、権利侵害責任を負わなければならない。法律に別段の定めがある場合には、当該定めによる。

第 1196 条 ネットワークユーザーは、転送された通知を受領した後、ネットワークサービス提供者に対し権利侵害行為が存在しない旨の声明を提出することができる。声明には、権利侵害行為の不存在にかかる初步的証拠及びネットワークユーザーの真実の身分情報を含まなければならない。

ネットワークサービス提供者は、声明を受領した後、通知を発した権利者に当該声明を転送し、かつ、関係部門に対し苦情を申し立て、又は人民法院に対し訴えを提起することができる旨を当該権利者に告知しなければならない。ネットワークサービス提供者は、転送した声明が権利者に到達した後の合理的な期間内において、権利者が既に苦情を申し立て、又は訴えを提起した旨の通知を受領しない場合には、講じた措置を遅滞なく終了しなければならない。

第 1197 条 ネットワークサービス提供者は、ネットワークユーザーが自らのネットワークサービスを利用して他人の民事權益を侵害したのを知り、又は知るべきであるのに、必要な措置を講じない場合には、当該ネットワークユーザーと連帯責任を負う。

第 1198 条 ホテル、ショッピングセンター、銀行、駅、空港、スポーツ施設、娯楽場所等の経営場所若しくは公共場所の経営者若しくは管理者又は大衆性活動の組織者は、安全保障義務を尽くさず、他人に損害をもたらした場合には、権利侵害責任を負わなければならない。

第三者の行為により他人に損害がもたらされた場合には、第三者が権利侵害責任を負う。経営者若しくは管理者又は組織者は、安全保障義務を尽くさないときは、相応する補充責任を負う。経営者若しくは管理者又は組織者は、補充責任を負った後に、第三者に求償することができる。

第 1199 条 民事行為無能力者が幼稚園、学校その他の教育機構における学習又は生活期間において人身損害を受けた場

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。  
**この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。**ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

校或者其他教育机构应当承担侵权责任;但是,能够证明尽到教育、管理职责的,不承担侵权责任。

第一千二百条 限制民事行为能力人在学校或者其他教育机构学习、生活期间受到人身损害,学校或者其他教育机构未尽到教育、管理职责的,应当承担侵权责任。

第一千二百零一条 无民事行为能力人或者限制民事行为能力人在幼儿园、学校或者其他教育机构学习、生活期间,受到幼儿园、学校或者其他教育机构以外的第三人人身损害的,由第三人承担侵权责任;幼儿园、学校或者其他教育机构未尽到管理职责的,承担相应的补充责任。幼儿园、学校或者其他教育机构承担补充责任后,可以向第三人追偿。

#### 第四章 产品责任

第一千二百零二条 因产品存在缺陷造成他人损害的,生产者应当承担侵权责任。

第一千二百零三条 因产品存在缺陷造成他人损害的,被侵权人可以向产品的生产者请求赔偿,也可以向产品的销售者请求赔偿。

产品缺陷由生产者造成的,销售者赔偿后,有权向生产者追偿。因销售者的过错使产品存在缺陷的,生产者赔偿后,有权向销售者追偿。

第一千二百零四条 因运输者、仓储者等第三人的过错使产品存在缺陷,造成他人损害的,产品的生产者、销售者赔偿后,有权向第三人追偿。

第一千二百零五条 因产品缺陷危及他人人身、财产安全的,被侵权人有权请求生产者、销售者承担停止侵害、排除妨碍、消除危险等侵权责任。

第一千二百零六条 产品投入流通后发现存在缺陷的,生产者、销售者应当及时采取停止销售、警示、召回等补救措施;未及时采取补救措施或者补救措施不力造成损害扩大的,对扩大的损害也应当承担侵权责任。

依据前款规定采取召回措施的,生产者、销售者应当负担被侵权人因此支出的必要费用。

第一千二百零七条 明知产品存在缺陷仍然生产、销售,或

合には、幼稚園、学校その他の教育機構は、権利侵害責任を負わなければならない。ただし、教育及び管理職責を尽くした旨を証明することができるときは、権利侵害責任を負わない。

第 1200 条 制限民事行为能力者が学校その他の教育機構における学習又は生活期間において人身損害を受けた場合において、学校その他の教育機構は、教育及び管理職責を尽くさないときは、権利侵害責任を負わなければならない。

第 1201 条 民事行为能力無能力者又は制限民事行为能力者が幼稚園、学校その他の教育機構における学習又は生活期間において、幼稚園、学校その他の教育機構以外の第三者による人身損害を受けた場合には、第三者が権利侵害責任を負う。幼稚園、学校その他の教育機構は、管理職責を尽くさないときは、相応する補充責任を負う。幼稚園、学校その他の教育機構は、補充責任を負った後に、第三者に求償することができる。

#### 第 4 章 製品責任

第 1202 条 製品に欠陥が存在したことにより他人に損害がもたらされた場合には、生産者は、権利侵害責任を負わなければならない。

第 1203 条 製品に欠陥が存在したことにより他人に損害がもたらされた場合には、被権利侵害者は、製品の生産者に対し賠償を請求することができ、また、製品の販売者に対し賠償を請求することもできる。

製品の欠陥が生産者によりもたらされた場合には、販売者は、賠償した後に、生産者に対し求償する権利を有する。販売者の故意・過失により製品に欠陥を存在させた場合には、生産者は、賠償した後に、販売者に対し求償する権利を有する。

第 1204 条 運送者、倉庫保管者等の第三者の故意・過失により製品に欠陥を存在させ、他人に損害がもたらされた場合には、製品の生産者又は販売者は、賠償した後に、第三者に対し求償する権利を有する。

第 1205 条 製品の欠陥により他人の人身又は財産の安全に危害を及ぼした場合には、被権利侵害者は、生産者又は販売者に対し侵害の停止、妨害の排除、危険の除去等の権利侵害責任を負うよう請求する権利を有する。

第 1206 条 製品が流通に投入された後に欠陥が存在することが発見された場合には、生産者及び販売者は、販売停止、警告、リコール等の救済措置を遅滞なく講じなければならない。適時に救済措置を講じず、又は救済措置が不十分であり、損害の拡大をもたらしたときは、拡大した損害についても権利侵害責任を負わなければならない。

前項の規定によりリコール措置を講ずる場合には、生産者及び販売者は、被権利侵害者がこれにより支出した必要費用を負担しなければならない。

第 1207 条 製品に欠陥が存在するのを明らかに知りながらな

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。  
**この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。**ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

者没有依据前条规定采取有效补救措施, 造成他人死亡或者健康严重损害的, 被侵权人有权请求相应的惩罚性赔偿。

## 第五章 机动车交通事故责任

第一千二百零八条 机动车发生交通事故造成损害的, 依照道路交通安全法律和本法的有关规定承担赔偿责任。

第一千二百零九条 因租赁、借用等情形机动车所有人、管理人与使用人不是同一人时, 发生交通事故造成损害, 属于该机动车一方责任的, 由机动车使用人承担赔偿责任; 机动车所有人、管理人对损害的发生有过错的, 承担相应的赔偿责任。

第一千二百一十条 当事人之间已经以买卖或者其他方式转让并交付机动车但是未办理登记, 发生交通事故造成损害, 属于该机动车一方责任的, 由受让人承担赔偿责任。

第一千二百一十一条 以挂靠形式从事道路运输经营活动的机动车, 发生交通事故造成损害, 属于该机动车一方责任的, 由挂靠人和被挂靠人承担连带责任。

第一千二百一十二条 未经允许驾驶他人机动车, 发生交通事故造成损害, 属于该机动车一方责任的, 由机动车使用人承担赔偿责任; 机动车所有人、管理人对损害的发生有过错的, 承担相应的赔偿责任, 但是本章另有规定的除外。

第一千二百一十三条 机动车发生交通事故造成损害, 属于该机动车一方责任的, 先由承保机动车强制保险的保险人在强制保险责任限额范围内予以赔偿; 不足部分, 由承保机动车商业保险的保险人按照保险合同的约定予以赔偿; 仍然不足或者没有投保机动车商业保险的, 由侵权人赔偿。

第一千二百一十四条 以买卖或者其他方式转让拼装或者已经达到报废标准的机动车, 发生交通事故造成损害的, 由转让人和受让人承担连带责任。

第一千二百一十五条 盗窃、抢劫或者抢夺的机动车发生交通事故造成损害的, 由盗窃人、抢劫人或者抢夺人承担赔偿责任。盗窃人、抢劫人或者抢夺人与机动车使用人不是同一人, 发生交通事故造成损害, 属于该机动车一方责任的, 由盗窃

者生产、销售, 或者前条规定的情形以外, 发生交通事故造成他人死亡或者健康严重损害的, 被侵权人有权请求相应的惩罚性赔偿。

## 第 5 章 機動車交通事故責任

第 1208 条 機動車に交通事故が発生して損害をもたらした場合には、道路交通安全にかかる法律及びこの法律の関係規定により賠償責任を負う。

第 1209 条 賃貸、借用等の事由により機動車の所有者又は管理者と使用者とが同一の者でない場合において、交通事故が発生して損害をもたらしたときは、機動車の使用者が賠償責任を負う。機動車の所有者又は管理者は、損害の発生について故意・過失がある場合には、相応する賠償責任を負う。

第 1210 条 当事者間において既に売買その他の方式により機動車を譲渡し、かつ、引き渡しているけれども登記手続をしていない場合において、交通事故が発生して損害をもたらしたときは、譲受人が賠償責任を負う。

第 1211 条 名義借りの形式により道路運送経営活動に従事する機動車について、交通事故が発生して損害をもたらしたときは、名義借人及び名義貸人が連帯責任を負う。

第 1212 条 許可を経ないで他人の機動車を運転し、交通事故が発生して損害をもたらした場合には、当該機動車の一方の責任に属するときは、機動車の使用者が賠償責任を負う。機動車の所有者又は管理者は、損害の発生について故意・過失がある場合には、相応する賠償責任を負う。ただし、この章に別段の定めがある場合を除く。

第 1213 条 機動車に交通事故が発生して損害をもたらした場合には、当該機動車の一方の責任に属するときは、まず機動車強制保険を引き受ける保険者が強制保険責任限度額の範囲内において填補する。不足部分は、機動車商業保険を引き受ける保険者が保険契約の約定に従い填補をする。なお不足し、又は機動車商業保険に加入していない場合には、権利侵害者が賠償する。

第 1214 条 売買その他の方式により譲渡された、部品を集めて組み立て、又は既に廃車標準に到達している機動車に交通事故が発生して損害をもたらした場合には、譲渡人及び譲受人が連帯責任を負う。

第 1215 条 窃取し、強奪し、又は奪取した機動車に交通事故が発生して損害をもたらした場合には、窃取者、強奪者又は奪取者が賠償責任を負う。窃取者、強奪者又は奪取者と機動車の使用者とが同一の者でない場合において、交通事故が発生

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。  
**この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。**ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

人、抢劫人或者抢夺人与机动车使用人承担连带责任。  
保险人在机动车强制保险责任限额范围内垫付抢救费用的，有权向交通事故责任人追偿。

第一千二百一十六条 机动车驾驶人发生交通事故后逃逸，该机动车参加强制保险的，由保险人在机动车强制保险责任限额范围内予以赔偿；机动车不明、该机动车未参加强制保险或者抢救费用超过机动车强制保险责任限额，需要支付被侵权人人身伤亡的抢救、丧葬等费用的，由道路交通事故社会救助基金垫付。道路交通事故社会救助基金垫付后，其管理机构有权向交通事故责任人追偿。

第一千二百一十七条 非营运机动车发生交通事故造成无偿搭乘人损害，属于该机动车一方责任的，应当减轻其赔偿责任，但是机动车使用人有故意或者重大过失的除外。

## 第六章 医疗损害责任

第一千二百一十八条 患者在诊疗活动中受到损害，医疗机构或者其医务人员有过错的，由医疗机构承担赔偿责任。

第一千二百一十九条 医务人员在诊疗活动中应当向患者说明病情和医疗措施。需要实施手术、特殊检查、特殊治疗的，医务人员应当及时向患者具体说明医疗风险、替代医疗方案等情况，并取得其明确同意；不能或者不宜向患者说明的，应当向患者的近亲属说明，并取得其明确同意。

医务人员未尽到前款义务，造成患者损害的，医疗机构应当承担赔偿责任。

第一千二百二十条 因抢救生命垂危的患者等紧急情况，不能取得患者或者其近亲属意见的，经医疗机构负责人或者授权的负责人批准，可以立即实施相应的医疗措施。

第一千二百二十一条 医务人员在诊疗活动中未尽到与当时的医疗水平相应的诊疗义务，造成患者损害的，医疗机构应当承担赔偿责任。

第一千二百二十二条 患者在诊疗活动中受到损害，有下列

情形之一，医疗机构应当承担赔偿责任：  
（一）违反诊疗规范；  
（二）隐匿或者拒绝提供与纠纷有关的病历资料；  
（三）遗失、伪造、篡改或者违法销毁病历资料。

保险者は、自動車強制保険責任限度額の範囲内において緊急救助費用を立て替えて支払う場合は、交通事故責任者に対し求償する権利を有する。

第 1216 条 自動車の運転者が交通事故が発生した後に逃亡した場合において、当該自動車につき強制保険に加入しているときは、保険者が自動車強制保険責任限度額の範囲内において填補をする。自動車が不明であり、当該自動車につき強制保険に加入しておらず、又は緊急救助費用が自動車強制保険責任限度額を超え、被権利侵害者の人身の傷害・死亡にかかる緊急救助、葬儀等の費用を支払う必要があるときは、道路交通事故社会救助基金により立て替えて支払う。道路交通事故社会救助基金により立て替えて支払った後に、その管理機構は、交通事故の責任者に対し求償する権利を有する。

第 1217 条 非営業性運送自動車に交通事故が発生して無償搭乗者に損害がもたらされた場合において、当該自動車の一方の責任に属するときは、その賠償責任を軽減しなければならない。ただし、自動車の使用者に故意又は重大な過失がある場合を除く。

## 第 6 章 医療損害責任

第 1218 条 患者が診療活動において損害を受け、医療機構又はその医务人员に故意・過失がある場合には、医療機構が賠償責任を負う。

第 1219 条 医务人员は、診療活動において患者に対し病状及び医療措置を説明しなければならない。手術、特殊検査又は特殊治療を実施する必要がある場合には、医务人员は、遅滞なく患者に対し医療リスク、代替医療方案等の状況を具体的に説明し、かつ、当該患者の明確な同意を取得しなければならない。患者に対し説明することができず、又はこれに適しないときは、患者の近親者に対し説明し、かつ、当該近親者の明確な同意を取得しなければならない。

医务人员が前項の義務を尽くさず、患者に損害をもたらした場合には、医療機構は、賠償責任を負わなければならない。

第 1220 条 生命の危機に瀕した患者を緊急救助する等の緊急状況により、患者又はその近親者の意見を取得することができない場合には、医療機構の責任者又は授權された責任者の承認を経て、直ちに相応する医療措置を実施することができる。

第 1221 条 医务人员が診療活動において当時の医療水準に相応する診療義務を尽くさず、患者に損害をもたらした場合には、医療機構は、賠償責任を負わなければならない。

第 1222 条 患者が診療活動において損害を受け、次に掲げ



日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。  
**この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。**ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

情形之一的, 推定医疗机构有过错:

- (一) 违反法律、行政法规、规章以及其他有关诊疗规范的规定;
- (二) 隐匿或者拒绝提供与纠纷有关的病历资料;
- (三) 遗失、伪造、篡改或者违法销毁病历资料。

第一千二百二十三条 因药品、消毒产品、医疗器械的缺陷, 或者输入不合格的血液造成患者损害的, 患者可以向药品上市许可持有人、生产者、血液提供机构请求赔偿, 也可以向医疗机构请求赔偿。患者向医疗机构请求赔偿的, 医疗机构赔偿后, 有权向负有责任的药品上市许可持有人、生产者、血液提供机构追偿。

第一千二百二十四条 患者在诊疗活动中受到损害, 有下列情形之一的, 医疗机构不承担赔偿责任:

- (一) 患者或者其近亲属不配合医疗机构进行符合诊疗规范的诊疗;
- (二) 医务人员在抢救生命垂危的患者等紧急情况下已经尽到合理诊疗义务;
- (三) 限于当时的医疗水平难以诊疗。

前款第一项情形中, 医疗机构或者其医务人员也有过错的, 应当承担相应的赔偿责任。

第一千二百二十五条 医疗机构及其医务人员应当按照规定填写并妥善保管住院志、医嘱单、检验报告、手术及麻醉记录、病理资料、护理记录等病历资料。

患者要求查阅、复制前款规定的病历资料的, 医疗机构应当及时提供。

第一千二百二十六条 医疗机构及其医务人员应当对患者的隐私和个人信息保密。泄露患者的隐私和个人信息, 或者未经患者同意公开其病历资料的, 应当承担侵权责任。

第一千二百二十七条 医疗机构及其医务人员不得违反诊疗规范实施不必要的检查。

第一千二百二十八条 医疗机构及其医务人员的合法权益受法律保护。

干扰医疗秩序, 妨碍医务人员工作、生活, 侵害医务人员合法权益的, 应当依法承担法律责任。

る事由の1つがある場合には、医療機構に故意・過失があるものと推定する。

- (一) 法律、行政法規、規則及び診療規範に関係するその他の規定に違反したとき。
- (二) 紛争に関係する診療記録を隠匿し、又は提供するのを拒絶したとき。
- (三) 診療記録を遺失し、偽造し、改ざんし、又は違法に廃棄したとき。

第 1223 条 薬品、消毒製品及び医療器械の欠陥又は不合格である血液を注入したことにより患者に損害がもたらされた場合には、患者は、薬品上市許可保有者、生産者又は血液提供機構に対し賠償を請求することができ、また、医療機構に対し賠償を請求することもできる。患者が医療機構に対し賠償を請求した場合には、医療機構は、賠償した後に、責任を負う薬品上市許可保有者、生産者又は血液提供機構に対し求償する権利を有する。

第 1224 条 患者が診療活動において損害を受け、次に掲げる事由の1つがある場合には、医療機構は、賠償責任を負わない。

- (一) 患者又はその近親者が、医療機構のする、診療規範に適合する診療に協力しないとき。
- (二) 生命の危機に瀕した患者を緊急救助する等の緊急状況において医务人员が既に合理的な診療義務を尽くしたとき。
- (三) 当時の医療水準に限りがあり、診療が困難であるとき。

前項第(一)号の事由において、医療機構及びその医务人员にも故意・過失がある場合には、相応する賠償責任を負わなければならない。

第 1225 条 医療機構及びその医务人员は、規定に従い、入院誌、医師指示表、検査報告、手術及び麻醉記録、病理資料、看護記録等の診療記録を記入し、かつ、適切に保管しなければならない。

患者が前項所定の診療記録の閲覧又は複製を要求する場合には、医療機構は、遅滞なくこれを提供しなければならない。

第 1226 条 医療機構及びその医务人员は、患者のプライバシー及び個人情報に対し秘密を保持しなければならない。患者のプライバシー及び個人情報を漏洩し、又は患者の同意を経ないで当該患者の診療記録を公開した場合には、権利侵害責任を負わなければならない。

第 1227 条 医療機構及びその医务人员は、診療規範に違反して不必要な検査を実施してはならない。

第 1228 条 医療機構及びその医务人员の適法な権益は、法律による保護を受ける。

医療秩序を攪乱し、医务人员の業務又は生活を妨害し、医务人员の適法な権益を侵害した場合には、法により法律責任を負わなければならない。

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。  
**この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。**ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

## 第七章 环境污染和生态破坏责任

第一千二百二十九条 因污染环境、破坏生态造成他人损害的，侵权人应当承担侵权责任。

第一千二百三十条 因污染环境、破坏生态发生纠纷，行为人应当就法律规定的不承担责任或者减轻责任的情形及其行为与损害之间不存在因果关系承担举证责任。

第一千二百三十一条 两个以上侵权人污染环境、破坏生态的，承担责任的大小，根据污染物的种类、浓度、排放量，破坏生态的方式、范围、程度，以及行为对损害后果所起的作用等因素确定。

第一千二百三十二条 侵权人违反法律规定故意污染环境、破坏生态造成严重后果的，被侵权人有权请求相应的惩罚性赔偿。

第一千二百三十三条 因第三人的过错污染环境、破坏生态的，被侵权人可以向侵权人请求赔偿，也可以向第三人请求赔偿。侵权人赔偿后，有权向第三人追偿。

第一千二百三十四条 违反国家规定造成生态环境损害，生态环境能够修复的，国家规定的机关或者法律规定的组织有权请求侵权人在合理期限内承担修复责任。侵权人在期限内未修复的，国家规定的机关或者法律规定的组织可以自行或者委托他人进行修复，所需费用由侵权人负担。

第一千二百三十五条 违反国家规定造成生态环境损害的，国家规定的机关或者法律规定的组织有权请求侵权人赔偿下列损失和费用：

(一)生态环境受到损害至修复完成期间服务功能丧失导致的损失；

(二)生态环境功能永久性损害造成的损失；

(三)生态环境损害调查、鉴定评估等费用；

(四)清除污染、修复生态环境费用；

(五)防止损害的发生和扩大所支出的合理费用。

## 第八章 高度危险责任

第一千二百三十六条 从事高度危险作业造成他人损害的，应当承担侵权责任。

第一千二百三十七条 民用核设施或者运入运出核设施的核

## 第 7 章 环境污染及び生態破壊責任

第 1229 条 環境の汚染又は生態の破壊により他人に損害をもたらした場合には、権利侵害者は、権利侵害責任を負わなければならない。

第 1230 条 環境の汚染又は生態の破壊により紛争が発生した場合には、行為者は、法律所定の責任不負担又は責任軽減の事由及び自らの行為と損害との間に因果関係が存在しない旨について挙証責任を負わなければならない。

第 1231 条 2 名以上の権利侵害者が環境を汚染し、又は生態を破壊した場合において、負う責任の大小については、汚染物質の種類、濃度及び排出量、生態を破壊した方式、範囲及び程度並びに損害の結果に対し行為の果たした役割等の要素に基づき確定する。

第 1232 条 権利侵害者が法律の規定に違反し故意により環境を汚染し、又は生態を破壊して重大な結果をもたらした場合には、被権利侵害者は、相応する懲罰的賠償を請求する権利を有する。

第 1233 条 第三者の故意・過失により環境が汚染され、又は生態が破壊された場合には、被権利侵害者は、権利侵害者に対し賠償を請求することができ、また、第三者に対し賠償を請求することもできる。権利侵害者は、賠償した後に、第三者に対し求償する権利を有する。

第 1234 条 国の規定に違反し生態環境に損害をもたらした場合には、国の定める機関又は法律に定める組織は、権利侵害者に対し合理的な期間内において修復責任を負うよう請求する権利を有する。権利侵害者が期間内において修復しない場合には、国の定める機関又は法律に定める組織は、自ら修復をし、又は他人に委託してこれをさせることができ、必要な費用は、権利侵害者が負担する。

第 1235 条 国の規定に違反し生態環境に損害をもたらした場合には、国の定める機関又は法律に定める組織は、権利侵害者に対し次に掲げる損害及び費用を賠償するよう請求する権利を有する。

(一)生態環境が損害を受けてから修復が完了するまでの期間におけるサービス機能の喪失によりもたらされる損害

(二)生態環境機能の永久的な損害によりもたらされる損害

(三)生態環境の損害にかかる調査、鑑定評価等の費用

(四)汚染の除去又は生態環境の修復にかかる費用

(五)損害の発生及び拡大の防止により支出される合理的な費用

## 第 8 章 高度危険責任

第 1236 条 高度危険作業に従事して他人に損害をもたらした場合には、権利侵害責任を負わなければならない。

第 1237 条 民間原子力施設又は原子力施設へ搬入し、若しく

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。  
**この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。**ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

材料发生核事故造成他人损害的, 民用核设施的营运单位应当承担侵权责任; 但是, 能够证明损害是因战争、武装冲突、暴乱等情形或者受害人故意造成的, 不承担责任。

第一千二百三十八条 民用航空器造成他人损害的, 民用航空器的经营者应当承担侵权责任; 但是, 能够证明损害是因受害人故意造成的, 不承担责任。

第一千二百三十九条 占有或者使用易燃、易爆、剧毒、高放射性、强腐蚀性、高致病性等高度危险物造成他人损害的, 占有人或者使用人应当承担侵权责任; 但是, 能够证明损害是因受害人故意或者不可抗力造成的, 不承担责任。被侵权人对损害的发生有重大过失的, 可以减轻占有人或者使用人的责任。

第一千二百四十条 从事高空、高压、地下挖掘活动或者使用高速轨道运输工具造成他人损害的, 经营者应当承担侵权责任; 但是, 能够证明损害是因受害人故意或者不可抗力造成的, 不承担责任。被侵权人对损害的发生有重大过失的, 可以减轻经营者的责任。

第一千二百四十一条 遗失、抛弃高度危险物造成他人损害的, 由所有人承担侵权责任。所有人将高度危险物交由他人管理的, 由管理人承担侵权责任; 所有人有过错的, 与管理人承担连带责任。

第一千二百四十二条 非法占有高度危险物造成他人损害的, 由非法占有人承担侵权责任。所有人、管理人不能证明对防止非法占有尽到高度注意义务的, 与非法占有人承担连带责任。

第一千二百四十三条 未经许可进入高度危险活动区域或者高度危险物存放区域受到损害, 管理人能够证明已经采取足够安全措施并尽到充分警示义务的, 可以减轻或者不承担责任。

第一千二百四十四条 承担高度危险责任, 法律规定赔偿限额的, 依照其规定, 但是行为人有故意或者重大过失的除外。

## 第九章 饲养动物损害责任

は原子力施設から搬出する原子力材料に原子力事故が発生して他人に損害をもたらした場合には、民間原子力施設の運営単位は、権利侵害責任を負わなければならない。ただし、損害が戦争、武装衝突、暴乱等の事由又は被害者の故意によりもたらされたものである旨を証明することができる場合には、責任を負わない。

第 1238 条 民間航空機により他人に損害がもたらされた場合には、民間航空機の経営者は、権利侵害責任を負わなければならない。ただし、損害が被害者の故意によりもたらされたものである旨を証明することができる場合には、責任を負わない。

第 1239 条 燃えやすく、爆発しやすく、劇毒の、又は高放射性、強腐食性、高病原性等の高度危険物を占有し、又は使用して他人に損害をもたらした場合には、占有者又は使用者は、権利侵害責任を負わなければならない。ただし、損害が被害者の故意又は不可抗力によりもたらされたものである旨を証明することができる場合には、責任を負わない。被権利侵害者に損害の発生について重大な過失がある場合には、占有者又は使用者の責任を軽減することができる。

第 1240 条 高所、高压若しくは地下掘削の活動に従事し、又は高速軌道運送手段を使用して他人に損害をもたらした場合には、経営者は、権利侵害責任を負わなければならない。ただし、損害が被害者の故意又は不可抗力によりもたらされたものである旨を証明することができる場合には、責任を負わない。被権利侵害者に損害の発生について重大な過失がある場合には、経営者の責任を軽減することができる。

第 1241 条 高度危険物を遺失し、又は捨てて他人に損害をもたらした場合には、所有者が権利侵害責任を負う。所有者が高度危険物を他人に引き渡して管理させるときは管理者が権利侵害責任を負い、所有者に故意・過失があるときは管理者と連帯責任を負う。

第 1242 条 不法に高度危険物を占有して他人に損害をもたらした場合には、不法占有者が権利侵害責任を負う。所有者及び管理者は、不法占有の防止について高度の注意義務を尽くした旨を証明することができないときは、不法占有者と連帯責任を負う。

第 1243 条 許可を経ないで高度危険活動区域又は高度危険物保管区域に立ち入って損害を受けた場合において、管理者は、既に十分な安全措置を講じ、かつ、十分な警告義務を尽くした旨を証明することができるときは、責任を軽減し、又は負わないことができる。

第 1244 条 高度危険責任の負担について、法律に賠償限度額が定められている場合には、当該定めによる。ただし、行為者に故意又は重大な過失がある場合を除く。

## 第 9 章 飼育動物損害責任

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。  
**この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。**ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第一千二百四十五条 饲养的动物造成他人损害的, 动物饲养人或者管理人应当承担侵权责任; 但是, 能够证明损害是因被侵权人故意或者重大过失造成的, 可以不承担或者减轻责任。

第一千二百四十六条 违反管理规定, 未对动物采取安全措施造成他人损害的, 动物饲养人或者管理人应当承担侵权责任; 但是, 能够证明损害是因被侵权人故意造成的, 可以减轻责任。

第一千二百四十七条 禁止饲养的烈性犬等危险动物造成他人损害的, 动物饲养人或者管理人应当承担侵权责任。

第一千二百四十八条 动物园的动物造成他人损害的, 动物园应当承担侵权责任; 但是, 能够证明尽到管理职责的, 不承担侵权责任。

第一千二百四十九条 遗弃、逃逸的动物在遗弃、逃逸期间造成他人损害的, 由动物原饲养人或者管理人承担侵权责任。

第一千二百五十条 因第三人的过错致使动物造成他人损害的, 被侵权人可以向动物饲养人或者管理人请求赔偿, 也可以向第三人请求赔偿。动物饲养人或者管理人赔偿后, 有权向第三人追偿。

第一千二百五十一条 饲养动物应当遵守法律法规, 尊重社会公德, 不得妨碍他人生活。

## 第十章 建筑物和物件损害责任

第一千二百五十二条 建筑物、构筑物或者其他设施倒塌、塌陷造成他人损害的, 由建设单位与施工单位承担连带责任, 但是建设单位与施工单位能够证明不存在质量缺陷的除外。建设单位、施工单位赔偿后, 有其他责任人的, 有权向其他责任人追偿。

因所有人、管理人、使用人或者第三人的原因, 建筑物、构筑物或者其他设施倒塌、塌陷造成他人损害的, 由所有人、管理人、使用人或者第三人承担侵权责任。

第一千二百五十三条 建筑物、构筑物或者其他设施及其搁置物、悬挂物发生脱落、坠落造成他人损害, 所有人、管理人或者使用人不能证明自己没有过错的, 应当承担侵权责任。所有人、管理人或者使用人赔偿后, 有其他责任人的, 有权向其他责任人追偿。

第 1245 条 飼育する動物が他人に損害をもたらした場合に、動物飼育者又は管理者は、権利侵害責任を負わなければならない。ただし、損害が被権利侵害者の故意又は重大な過失によりもたらされたものである旨を証明することができるときは、責任を負わず、又は軽減することができる。

第 1246 条 管理規定に違反し、動物に対し安全措施を講じずに他人に損害をもたらした場合に、動物飼育者又は管理者は、権利侵害責任を負わなければならない。ただし、損害が被権利侵害者の故意によりもたらされたものである旨を証明することができるときは、責任を軽減することができる。

第 1247 条 飼育を禁止する猛猛な犬等の危険動物が他人に損害をもたらした場合に、動物飼育者又は管理者は、権利侵害責任を負わなければならない。

第 1248 条 動物園の動物が他人に損害をもたらした場合に、動物園は、権利侵害責任を負わなければならない。ただし、管理職責を尽くした旨を証明することができるときは、権利侵害責任を負わない。

第 1249 条 遺棄し、又は逃亡した動物が遺棄又は逃亡期間において他人に損害をもたらした場合に、原動物飼育者又は管理者が権利侵害責任を負う。

第 1250 条 第三者の故意・過失により動物が他人に損害をもたらすことになった場合には、被権利侵害者は、動物飼育者又は管理者に対し賠償を請求することができ、また、第三者に対し賠償を請求することもできる。動物飼育者又は管理者は、賠償した後に、第三者に対し求償する権利を有する。

第 1251 条 動物を飼育するにあたっては、法律法規を遵守し、社会公德を尊重しなければならない、他人の生活を妨害してはならない。

## 第 10 章 建築物及び物件損害責任

第 1252 条 建築物、構築物その他の施設の倒壊又は陥没により他人に損害がもたらされた場合には、建設単位及び施工単位が連帯責任を負う。ただし、建設単位及び施工単位が品質の欠陥が存在しない旨を証明することができる場合を除く。建設単位及び施工単位は、賠償した後に、他の責任者がいるときは、他の責任者に対し求償する権利を有する。

所有者、管理者、使用者又は第三者の原因により、建築物、構築物その他の施設が倒壊し、又は陥没して他人に損害がもたらされた場合には、所有者、管理者、使用者又は第三者が権利侵害責任を負う。

第 1253 条 建築物、構築物その他の施設及びその置物又は掛物に脱落又は墜落が発生して他人に損害がもたらされた場合において、所有者、管理者又は使用者は、自己に故意・過失がない旨を証明することができないときは、権利侵害責任を負わなければならない。所有者、管理者又は使用者は、賠償した

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。  
**この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。**ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第一千二百五十四条 禁止从建筑物中抛掷物品。从建筑物中抛掷物品或者从建筑物上坠落的物品造成他人损害的,由侵权人依法承担侵权责任;经调查难以确定具体侵权人的,除能够证明自己不是侵权人的外,由可能加害的建筑物使用人给予补偿。可能加害的建筑物使用人补偿后,有权向侵权人追偿。

物业服务企业等建筑物管理人应当采取必要的安全保障措施防止前款规定情形的发生;未采取必要的安全保障措施的,应当依法承担未履行安全保障义务的侵权责任。

发生本条第一款规定的情形的,公安等机关应当依法及时调查,查清责任人。

第一千二百五十五条 堆放物倒塌、滚落或者滑落造成他人损害,堆放人不能证明自己没有过错的,应当承担侵权责任。

第一千二百五十六条 在公共道路上堆放、倾倒、遗撒妨碍通行的物品造成他人损害的,由行为人承担侵权责任。公共道路管理人不能证明已经尽到清理、防护、警示等义务的,应当承担相应的责任。

第一千二百五十七条 因林木折断、倾倒或者果实坠落等造成他人损害,林木的所有人或者管理人不能证明自己没有过错的,应当承担侵权责任。

第一千二百五十八条 在公共场所或者道路上挖掘、修缮安装地下设施等造成他人损害,施工人不能证明已经设置明显标志和采取安全措施的,应当承担侵权责任。

窨井等地下设施造成他人损害,管理人不能证明尽到管理职责的,应当承担侵权责任。

#### 附则

第一千二百五十九条 民法所称的“以上”、“以下”、“以内”、“届满”,包括本数;所称的“不满”、“超过”、“以外”,不包括本数。

後に、他の責任者がいるときは、他の責任者に対し求償する権利を有する。

第 1254 条 建築物の中から物品を放擲することは、これを禁止する。建築物の中から放擲した物品又は建築物の上から墜落した物品により他人に損害がもたらされた場合には、権利侵害者が法により権利侵害責任を負う。調査を経て具体的な権利侵害者を確定することが困難であるときは、自己が権利侵害者でない旨を証明することができる場合を除き、危害を与えたおそれのある建築物の使用人が補償をする。危害を与えたおそれのある建築物の使用人は、補償した後に、権利侵害者に対し求償する権利を有する。

物業サービス企業等の建築物管理者は、必要な安全保障措置を講じて前項所定の事由の発生を防止しなければならない。必要な安全保障措置を講じない場合には、安全保障義務の不履行にかかる権利侵害責任を法により負わなければならない。

第 1 項所定の事由が発生した場合には、公安等の機関は、法により遅滞なく調査し、責任者を明らかにしなければならない。

第 1255 条 積置物が倒壊し、転落し、又は滑落して他人に損害がもたらされた場合において、積置者は、自己に故意・過失がない旨を証明することができないときは、権利侵害責任を負わなければならない。

第 1256 条 公共道路において通行を妨害する物品を積み置き、投棄し、又は遺棄・散乱して他人に損害をもたらした場合には、行為者が権利侵害責任を負う。公共道路の管理者は、既に整理、防護、警告等の義務を尽くしていた旨を証明することができない場合には、相応する責任を負わなければならない。

第 1257 条 林木の折れ若しくは投棄又は果実の落下等により他人に損害がもたらされた場合において、林木の所有者又は管理者は、自己に故意・過失がない旨を証明することができないときは、権利侵害責任を負わなければならない。

第 1258 条 公共场所又は道路において掘削し、又は地下施設等を修繕し、若しくは据え付けて他人に損害をもたらした場合において、施工者は、既に目立つ標識を設置し、及び安全措置を講じていた旨を証明することができないときは、権利侵害責任を負わなければならない。

マンホール等の地下施設により他人に損害がもたらされた場合において、管理者は、管理職責を尽くした旨を証明することができないときは、権利侵害責任を負わなければならない。

#### 附則

第 1259 条 民法にいう「以上」、「以下」、「以内」及び「満了」には当該数を含み、「未満」、「超える」及び「以外」には当該数を含まない。

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。  
**この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。**ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

**「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年:** <https://www.cast-china.biz/>

第一千二百六十条 本法自 2021 年 1 月 1 日起施行。《中华人民共和国婚姻法》、《中华人民共和国继承法》、《中华人民共和国民事诉讼法通则》、《中华人民共和国收养法》、《中华人民共和国担保法》、《中华人民共和国合同法》、《中华人民共和国物权法》、《中华人民共和国侵权责任法》、《中华人民共和国民法总则》同时废止。

第 1260 条 この法律は、2021 年 1 月 1 日から施行する。「婚姻法」、「相続法」、「民法通則」、「養子縁組法」、「担保法」、「契約法」、「物権法」、「権利侵害責任法」及び「民法総則」は、同時にこれらを廃止する。

翻訳：弁護士法人キャスト パラリーガルチーム